

# ぎょうせい足立 第43号

平成26年7月1日号

発行者 小林 裕一  
発行所 東京都行政書士会足立支部  
住所 東京都足立区綾瀬2-24-8-205  
TEL 03-5680-2781  
FAX 03-5680-2782  
編集人 佐田 祐介, 北 龍太郎



足立支部ソフトボールチーム  
「足立スターフィールズ」結団式  
荒川河川敷千住新橋グラウンドにて



## ごあいさつ 東京都行政書士会足立支部 支部長 小林 裕一

日頃は支部会務につきまして、会員の皆様には多大なご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、去る4月19日開催の支部定時総会において事業報告並びに事業計画が承認されました。また、平成25年度の課題でありました「役員・代議員の選任要綱」の制定を承認していただきました。改めましてご報告申し上げます。

先ず「事業報告」ですが、基本的事業の枠組みを継承して確実な執行を心がけてきました。足立区から委託の一般相談事業は、初年度にも拘らず、区民からの評判も良く、順調に運営することができました。相談員各位のご努力に敬意を表したいと思います。

次に「事業計画」については、新たに厚生事業を付け加えることを承認していただきました。主に東京会ソフトボール大会に向けての練習が中心です。チーム名は「足立スターフィールズ」。応援をよろしくお願い致します。また夏ごろにボウリング大会等の企画を今、準備中ですので、こちらも楽しみにしていただきたいと思います。

そして、役員・代議員選任要綱の制定ですが、主観的要素を極力排除した基準により選任できるよう工夫したものです。「透明性・公正さ・民主的」の3拍子揃った要綱になったと自負しています。役員（支部長・監事）と代議員は立候補制としました。3月31日までに届けていただく必要があります。我こそはという方はご準備いただきたいと思います。

社会の構造的変化に伴い、組織が変わることも時として必要です。足立支部もその第1歩を踏み出しました。この1年にご期待ください。

## ごあいさつ

足立区長 近藤 やよい

東京都行政書士会足立支部の先生方には、日頃より区政に対しまして深いご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

行政書士の先生方による「一般相談」がスタートして1年が経過いたしました。専門的な知識を必要とする法的手続きのご案内から日常生活上の悩み事まで、幅広い相談内容にご対応いただいた結果、25年度の相談件数は、前年度比366件増の12,813件に達しました。予約なしでも、電話でも、すぐにその場で、専門家のアドバイスが受けられ、相談者からは「大変助かった」という感謝の声を多数いただいております。支部をあげてのご支援、ご尽力に対し、心よりお礼申し上げます。

近年はインターネット検索で様々な情報が得られるようになりましたが、「詳しい説明を直接聞きたい」という区民の皆様は年代を問わず依然として多くいらっしゃいます。分かりづらい点を納得がいくまで何度でも訊ねることができるのは、まさに専門の先生方による対話形式ならではのメリットで、区民の皆様にとっては心強い限りでございます。

一方、区民の「知りたい」にお応えするため、区ではコールセンター「お問い合わせコールあだち」を運営しております。平日だけでなく、土日も夜8時まで、区役所窓口での諸手続きなどの行政サービス全般のお問い合わせにお答えしております。先生方にも普段の業務などへのご活用や、お客様にもご案内いただけると幸いです。

今後とも、先生方には区政へのご理解とご協力とともに、相談業務をはじめ様々な分野にもご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。



## ごあいさつ

東京都行政書士会 会長 中西 豊  
東京行政書士政治連盟 会長

平素から、小林支部長はじめ足立支部会員の皆様には、本会の運営に当たりご協力を頂き有難うございます。

平成26年5月26日の定時総会も、代議員の皆様のご協力が無事終了いたしました。質問者の内容も簡潔にして頂いたお陰で、午後6時には政治連盟の定時大会も含めて終了する事が出来ました。この場をお借りして足立支部の代議員の方々にお礼申し上げます。

さて、平成26年度は、メインテーマを「地域及び中小企業コンサルタントとしての行政書士像の確立」とさせて頂き、サブテーマに「2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて国際化に対応する」を付記させて頂きました。これからオリンピック関係で仕事も増えそうです。

また、昨年度の参議院議員選挙で国会のねじれ現象も解消され、国会でも新しい法律が続々と成立しています。国家戦略特区法、国土強靱化法等は、行政書士にも影響がありそうです。さらに、これからはなりますが、カジノ構想を含めた一大産業施設を建設するIR推進法も近く制定されそうです。これらの法律が、行政書士にとって業務拡大になるように早期に情報を集め対応する必要があります。幸い、今年4月から総務省自治行政局行政課に行政書士係が出来ました。この行政書士係を有効に活用し、政治連盟と連携しながら、早期情報収集に当たります。その中で、行政書士業務の新たなビジネスモデルを構築したいと考えていますのでご期待下さい。

今後とも、会員の皆様にとってメリットのある本会を目指しますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

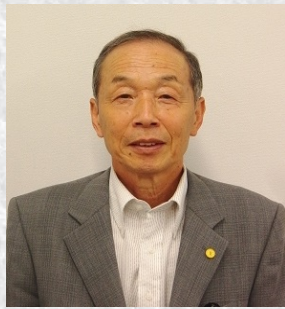


平成26年5月吉日



## 新任副支部長のご紹介

星野 俊雄（業務部）



業務部副支部長を拝命致しました星野俊雄と申します。

前年度まで業務研究会を担当させていただきましたが、今年度より支部研修会を担当させていただきます。皆様のお力添えをいただき、タイムリーな研修会になりますよう、古谷光市先生と協力して、実務に役立つ研修会にしたいと思います。

また、ソフトボールチームの監督にも就任いたしました。11月下旬に開催される東京会の大会に参加する予定で、毎月1回練習しています。現在も選手を募集中です。ご参加をお待ちしています。

会員の皆様、よろしくお願ひ申し上げます。

坂田 幸典（会計部）



山田先生の後任として本年4月から会計を担当しております坂田幸典（さかたよしのり）と申します。簿記2級の資格は有しておりますが、法人経理等の実務経験は無い為、支部の会計という重責に十分に応えられるか不安でいっぱいです。しかしながら、せっかく頂いた良い機会ですので、実践を通して法人会計の知識を深めたいと思っています。会員の皆様からの支部会費を有益に支出し、皆様の実務に少しでも還元できるよう「生きたお金」を使っていきたいと考えております。

運動不足の解消と健康づくりを兼ねて支部のソフトボールチームに参加しています。私自身は若い時に卓球をやっていたので、会員の皆様と一緒に卓球のラリーを楽しみたいと思っています。

皆様、今後とも宜しくお願ひします。

## 足立支部定時総会報告

総務部 小越 隆之

去る平成26年4月19日（土）午後3時より、足立区生涯学習センター5階（研修室4）にて、標記定時総会が開催されました。

議長：櫻井 康雄 副議長：五反田 大輔

議事録作成人：小越 隆之

議事録署名人：鈴木 利郎 竹澤 章

出席会員数 97名（欠席通知含む）

第1号議案 「平成25年度事業報告及び決算報告」承認の件  
原案通り満場一致で可決されました。

第2号議案 「平成26年度事業計画及び予算案」承認の件  
原案通り満場一致で可決されました。

第3号議案 「支部細則改正（案）」の件  
原案通り満場一致で可決されました。

第4号議案 「役員選任要綱制定（案）」の件

第5号議案 「代議員選任要綱制定（案）」の件

第6号議案 「役員1名選任」の件

副支部長 坂田 幸典（前理事）

理事 山田 博和（前副支部長）

理事 奈良井 達（新任）

第7号議案 「代議員選任」の件

なお、被選任者は、平成26年5月26日の東京会定時総会に出席することを承諾しました。

霜越 宜幸 小林 裕一 外尾 謙二 諏訪 智 山田 博和 佐田 祐介 伊藤 健司

柴田 壽 爲田 高治 安井 逸郎 古谷 光市 小越 隆之 坂田 幸典

星野 俊雄 岡野 達朗 有賀 裕範 小高 大輔 奈良井 達

第8号議案 「報告その他」

原案通り満場一致で可決されました。

原案通り満場一致で可決されました。

賛成多数により、以下の提案のとおり選任されました。

副支部長 星野 俊雄（前理事）

理事 古谷 光市（新任）

以下の提案のとおり選任されました。

特段の上程、付議はありませんでした。

以上のとおり、全ての議事を終了し、定時総会は午後4時20分閉会となりました。



# 足立支部ソフトボールチーム 結団式及び練習開始！

「足立スターフィールズ」監督 副支部長 星野 俊雄

「会員相互の親睦と意思疎通及び健康維持を活発に推進する」ことを目標に、足立支部ソフトボールチーム「足立スターフィールズ」が、去る4月23日（水）午後2時より、千住新橋グラウンドにおいて結団式（巻頭写真参照）と初練習を行いました。

当日は天候にも恵まれ、9名の選手に参加をいただき、約2時間精力的に初練習を行いました。前半はごちなさがありました。後半になり動きもスムーズになりました。

今後、月1回程度の練習を行い11月下旬に行われる予定の東京会厚生部主催「東京都行政書士会第9回ソフトボール大会」に参加し、上位を目指したいと思います。

なお、選手及び応援者についてまだ余裕がございますので、会員皆様の積極的な参加を切にお願い申し上げます。

## 支部業務研究会開催報告

業務研究会担当 (前年度) 星野 俊雄・有賀 裕範  
(今年度) 有賀 裕範・古谷 光市

### 1. 第43回業務研究会 平成26年3月8日（土） 14:00～17:00

足立区勤労福祉会館（綾瀬ブルミエ内）第三洋室にて開催されました。

① 「離婚協議書作成の実務」について

担当講師：小高 大輔 先生

② 「パスポート認証・その他」について

担当講師：諏訪 智 副支部長

参加者19名（うち新入会員6名）。業務研究会終了後、懇親会を行い意見交換を行いました。

### 2. 第44回業務研究会 平成26年5月24日（土） 14:00～17:00

足立区生涯学習センター5階研修室3にて開催されました。

今回は新入会員向けの研修会で、3名の先生に講義をして頂きました。

① 「行政書士業務と行政書士会について」

担当講師：小林 裕一 支部長

近年の行政書士試験は、行政書士法が試験科目から除外されているため、行政書士法を中心に行政書士業務や業実問題、行政書士会についてわかりやすく講義をして頂きました。

② 「風俗営業許可の事例紹介」

担当講師：志村 直樹 先生

志村先生が最近受託した業務のうち風俗営業許可について、業務の流れや実務上の重要ポイント、実際に活用したツールなどを紹介して頂きました。

③ 「IT・ML利用について」

担当講師：佐田 祐介 副支部長

支部ホームページの活用、メーリングリストの利用にあたっての注意点や疑問点について説明して頂きました。

また、役員の先生も多く参加されましたので、会計・研修・厚生・後見事業等について簡単な説明・紹介をして頂きました。

参加者は14名（うち新入会員3名）で、約3時間と長時間の勉強会でしたが、最後まで大変活発に議論を交わし有意義な研修会となりました。終了後、懇親会を「和民」北千住店で行い、大いに盛り上がりました。

今年度も新人の先生を対象にした能力向上と親睦を深めることに重点を置いて運営して参ります。講師等積極的に運営にも関与していただければ幸いです。



※ なお、業務研究会の開催予告は、支部会員メーリングリストと支部ホームページを中心に行っていますので、メーリングリスト未加入の方には、お早めの加入をお勧め致します。

## 支部研修会予告

業務部 星野 俊雄

平成26年度第1回目の支部研修会を次の要領で開催いたします。

日時：平成26年7月26日（土） 14:00～16:30 （13:30より受付開始）

会場：梅田地域学習センター（エル・ソフィア内） 3階第1学習室

テーマ：「遺産分割協議書作成業務」について。 講師：行政書士 古谷（コヤ）進 先生（中央支部）

受講料：支部会員 無料、他支部会員 3,000円。 定員：50名

申込：7月19日（土）迄に、eメールかFAXにて、担当星野までお申込ください。

eメール kirakirahoshi-4@kyf.biglobe.ne.jp FAX 03-3860-2181

その他：研修会終了後、講師を交えて懇親会（会費3,000円）を予定しています。申込時に懇親会出席の有無もお知らせください。なお、前日・当日キャンセルの場合は懇親会費をご負担願います。

## 相談事業部からのお知らせ

相談事業部 諏訪 智

支部会員の皆様、日頃より支部相談業務にご理解ご協力頂きありがとうございます。  
足立支部では、今年度も以下の通り相談業務を行い、社会貢献および行政書士の広報活動に努めてまいります。

### 一般相談（行政書士2名）

場所 足立区役所 北館3階  
日時 開庁日 毎日 9時～16時30分

### 経営者向け相談（行政書士2名）

場所 あだち産業センター  
日時 毎月第2水曜日 18時～20時

### 外国人夜間相談会（行政書士2名）

場所 エル・ソフィア  
日時 7月24日・2月26日 18時～20時

### あだち国際まつり（行政書士2名）

場所 ベルモント公園  
日時 11月3日 9時～17時

### 街頭無料相談会（各日行政書士7～8名）

場所 あだち区民まつり会場（荒川河川敷）  
日時 10月11・12日 10時～16時

### 八士業合同相談会

足立区で活動する八つの士業（弁護士、司法書士等）が合同で無料相談会を行うものです。  
場所・日時 未定

## 成年後見業務受任拡大へ向けた取組みのご報告

「ヒルフェ」足立地区会員 渉外部 爲田 高治

昨年12月2日の精神障がい者施設訪問に始まった私達ヒルフェ会員有志の活動をご報告致します。  
私達は、「相続・遺言・成年後見制度について」と題して下記のとおり足立区内の障がい者施設等で講演活動を実施しております。

この活動は、成年後見業務のみではなく、相続・遺言という行政書士全体の業務拡大をも図るものです。  
高齢化社会を迎え、その社会を支える成年後見制度の担い手として、必ず私達行政書士が貢献しなければならない時が来るものと確信しております。

今後もこの活動を継続していく所存ですので皆様のご支援をお願い致します。

- 3月14日 綾瀬ひまわり園訪問
- 3月18日 綾瀬ひまわり園にて、相続・遺言・成年後見についての講演会開催
- 4月14日 西新井ひまわり工房訪問
- 4月16日 西新井ひまわり工房にて、相続・遺言・成年後見についての講演会開催
- 5月27日 竹の塚福祉園訪問
- 6月11日 竹の塚福祉園にて、相続・遺言・成年後見についての講演会開催
- 6月28日 あだち権利養護センター訪問
- 7月 8日 竹の塚ひまわり園にて、相続・遺言・成年後見についての講演会開催
- 7月10日 あだちの里谷在家施設にて、相続・遺言・成年後見についての講演会開催

## 会計からのお知らせ

会計部 坂田 幸典

### 支部会費納入のお願い

平成26年度足立支部会費（年額6千円）を、同封の郵便振替用紙にて、本年7月末日までにお振込みくださいますようお願い申し上げます（支部細則第29条）。

※振込先は次のとおりです。

郵便局 00190-9-714499  
東京都行政書士会足立支部

### 未納支部会費納入について

平成25年度以前の支部会費が未納の方には、該当年度の郵便振替用紙を同封しております。  
つきましては、到着後1週間以内にお振込みくださいますようお願いいたします。

※未納が続きますと、支部細則第29条の4により、研修会等の支部事業に参加できなくなることがあります。

# 支部の事業活動経過及び今後の活動予定

支部長 小林 裕一

月	日	活動内容	月	日	活動内容
4月	16日	「西新井ひまわり工房」にて講演会「遺言相続後見」	8月	未定	(仮) ボウリング大会又はカラオケ大会
	19日	第1回支部役員会／支部総会	9月	未定	第5回支部役員会・ソフトボール練習
	24日	ソフトボールチーム「足立スターフィールド」結団式及び練習	10月	11・12日	街頭無料相談(あだち区民まつり会場にて)
16日	第2回支部役員会	18日		八士業合同無料相談(足立区勤労福祉会館にて)	
5月	16日	足立区観光交流協会理事会・評議員会	11月	未定	第4回業務研究会・ソフトボール練習
	24日	「第44回業務研究会」兼「新入会員研修会」		3日	外国人相談(あだち国際まつり会場にて)
	28日	区役所ほか各所挨拶回り	11月	下旬	第6回支部役員会
	29日	ソフトボール練習		未定	東京会ソフトボール大会に参加
	6月	9日	第3回支部役員会	12月	未定
26日		ソフトボール練習	1月	1日	ぎょうせい足立44号発行
未定		広報用リーフレット・ポスター等の制作		未定	新年賀詞交歓会
7月	1日	ぎょうせい足立43号発行	2月	下旬	第7回支部役員会／支部研修会
	4日	第45回業務研究会		26日	外国人のための無料夜間相談
	12日	一般相談「相談員研修会」／ソフトボール練習	3月	未定	第47回業務研究会
	24日	外国人のための無料夜間相談		下旬	第8回支部役員会
	26日	第4回支部役員会／支部研修会(相続業務)			

最終の事業(研修)を2月において3月は整理月間として4月の支部総会に備えます。

## 平成25年度支部会員の動向

総務部 小越 隆之

平成26年4月1日現在  
支部会員数 176名

増加		減少	
新規入会	16名	死亡	1名
転入者	3名	廃業	8名
		転出	1名
計	19名	計	10名

## 支部ホームページとメーリングリスト

広報部兼IT推進委員 佐田 祐介

行政書士制度の広報活動および会員向け情報の提供を目的として足立支部HPを開設しております。HP内の「足立区の行政書士」ページでは、当支部所属の行政書士を地域ごとに掲載しております。

アドレスは <http://adachi.tokyo-gyosei.or.jp/> です。GoogleやYahoo!などから「行政書士 足立支部」で検索可能です。足立支部HPは、東京都行政書士会HPや足立区HPとも相互リンクしています。

また、足立支部では、会員間での迅速な情報提供を目的としてメーリングリスト(ML)を導入しております。HP・MLとも、新規登録や変更希望の方は、同封の申込書にてお手続きください。

なお、会費未納者のHP掲載・ML加入はお断りしておりますので、あらかじめご了承ください。

## 区民の皆様へ

副支部長 諏訪 智

### \*\*\* 法律豆知識 \*\*\*

法律豆知識第6回は、遺留分についてです。

被相続人が遺言書で、「全財産を他人であるAに遺贈する(自分が死んだら贈与する)とした場合でも、遺留分を有する相続人の相続分をゼロとすることはできません。

遺留分を有する相続人は、配偶者、直系尊属(親、祖父母など)、配偶者、子です。兄弟姉妹には遺留分がありませんのでご注意ください。

主張できる遺留分の範囲については、直系尊属のみが相続人である場合は相続財産の3分の1に自己の相続分を乗じた額、それ以外の場合は相続財産の2分の1に自己の相続分を乗じた額となっています。

なお、相続開始前一年間に行った贈与については、その価格が遺留分の算定に含まれます。